

船橋市動物の愛護及び管理に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 次の各号に掲げる法令等の施行に関する事務については、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めによるものとする。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)
- (2) 狂犬病予防法(昭和24年法律第247号。以下「予防法」という。)
- (3) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号。以下「省令」という。)
- (4) 船橋市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則(平成18年船橋市規則第73号。以下「細則」という。)
- (5) 船橋市動物の愛護及び管理に関する条例(平成14年船橋市条例第54号。以下「条例」という。)
- (6) 船橋市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成15年船橋市規則第83号。以下「条例規則」という。)

(第一種動物取扱業の登録及び登録更新申請)

第2条 第一種動物取扱業者から第一種動物取扱業登録申請書(省令様式第1)及び第一種動物取扱業登録更新申請書(省令様式第4)が提出されたときは、記載内容及び添付書類について、法第12条及び法第21条の規定による基準等との適合審査を行った後、分任出納員をして船橋市手数料条例(昭和36年条例第11号。以下「手数料条例」という。)に基づく手数料を徴収し、指令番号を採番すること。

また、提出された申請書の写しは、收受印を押印し、申請者に返却すること。

- 2 事業所及び飼養施設の立入りにあたっては、第一種動物取扱業事業所立入検査票(第1号様式)を用いて、法第12条及び法第21条の規定による基準等との適合審査を行うこと。
- 3 第一種動物取扱業登録証(省令様式第2)に付する文書番号は、指令番号とすること。
また、登録番号の記載にあたっては、業種番号について、1:販売 2:保管 3:貸出し 4:訓練 5:展示 6:その他の番号を付することとし、備考欄に次のとおり記載して行うこと。

登録番号 第「西暦の下2桁」－「業種番号」－「枝番号」号

なお、登録更新の場合には、更新前と同じ登録番号を使用すること。

- 4 登録の有効期間は、決裁日を登録日とし、登録日から5年後の有効期間の末日の前日までとすること。
- 5 決裁後、第一種動物取扱業者登録簿（第2号様式）及び第一種動物取扱業者登録台帳（第3号様式）を作成したうえ、当該第一種動物取扱業者への登録の通知は第4号様式により行い、併せて登録証を交付すること。
- 6 2以上の業種の登録を受けている者が、登録の満了期間が異なる業種の更新申請を同時にしたときは、更新後の登録の満了期間は、先に期間が満了する業種の満了日とする。
（第一種動物取扱業変更届）

第3条 業務内容・実施方法変更届出書（省令様式第5）、飼養施設設置届出書（省令様式第6）、犬猫等販売業開始届出書（省令様式第6の2）、第一種動物取扱業変更届出書（省令様式第7）及び犬猫販売業廃止届出書（省令様式第7の2）が提出されたときは、記載内容及び添付書類について、法第12条及び法第21条の規定による基準等との適合審査を行うこと。

- 2 必要に応じて事業所及び飼養施設の立入りをを行い、法第12条及び法第21条の規定による基準等との適合審査を行うこと。

また、提出された届出書の写しは、收受印を押印した後、届出者に返却すること。

- 3 決裁後、新たに第一種動物取扱業者登録簿を作成するとともに、第一種動物取扱業者登録台帳に変更年月日、変更内容を記載したうえ、当該動物取扱業登録証の表面下部に「裏書」を押印し、裏面に変更年月日及び変更事項及び変更内容を記入すること（裏書処理）。

提出された届出書及び添付書類は、「第一種動物取扱業関係届出書綴」に綴ること。

- 4 当該第一種動物取扱業者への登録の変更通知は第5号様式により行い、併せて裏書処理を行った登録証を返却すること。

なお、書面による通知については、登録証に裏書処理を行った場合には省略することができる。

（登録の拒否の通知）

第4条 法第10条の規定による登録の申請、法第13条の規定による登録の更新の申請及び法第14条の規定による変更の届出に係る審査の結果、法第12条の規定による登

録の拒否をするときは、第6号様式により通知すること。

(第一種動物取扱業登録証再交付申請)

第5条 第一種動物取扱業登録証再交付申請書(省令様式第3)が提出されたときは、記載内容について確認したうえ、分任出納員をして手数料条例に基づく手数料を徴収し、提出された申請書の写しは、收受印を押印した後、申請者に返却すること。

決裁後、第一種動物取扱業登録証を再交付すること。なお、再交付する第一種動物取扱業登録証の登録番号は、登録時と同一の番号を使用し、表面右下部には「再交付」を押印すること。

(第一種動物取扱業登録証の亡失)

第6条 省令第2条第6項の規定による第一種動物取扱業登録証亡失届出書(以下、「細則第1号様式」という。)が提出されたときは、記載内容を確認したうえ、受理し、決裁後は「第一種動物取扱業関係届出書綴」に綴ること。

また、提出された届出書の写しは、收受印を押印した後、届出者に返却すること。

(第一種動物取扱業登録証の返納)

第7条 省令第2条第9項の規定により第一種動物取扱業登録証が返納されたときは、返納理由について確認し、次のとおり処理すること。

- (1) 省令第2条第9項第1号の規定による場合は、第一種動物取扱業者登録簿の当該第一種動物取扱業者に係る部分を削除するとともに、第一種動物取扱業者登録台帳に抹消年月日と抹消理由を記載し、返納された第一種動物取扱業登録証とともに「行政処分綴」に綴ること。
- (2) 省令第2条第9項第2号の規定による場合は、次条のとおりとすること。
- (3) 省令第2条第9項第3号の規定による場合は、返納された第一種動物取扱業登録証を「第一種動物取扱業関係届出書綴」に綴ること。

(第一種動物取扱業の廃業等届)

第8条 廃業等届出書(省令様式第8)が提出されたときは、記載内容、返納された登録証について確認したうえ受理し、提出された届出書の写しは、收受印を押印した後、届出者に返却すること。

なお、登録証を亡失した場合には、併せて細則第1号様式を徴すること。

提出された届出書等は、收受印を押印し、決裁後は「第一種動物取扱業関係届出書綴」

に綴ること。

また、第一種動物取扱業者登録簿の当該第一種動物取扱業者に係る部分を削除するとともに、第一種動物取扱業者登録台帳に廃止年月日と廃止理由を記載し、当該台帳は「第一種動物取扱業廃業台帳綴」に綴ること。

(動物取扱責任者研修)

第9条 動物取扱責任者研修を開催するにあたっては、年度当初に当該年度の研修計画を策定すること。

- 2 研修の開催日の1か月前までに登録第一種動物取扱業者に対し、動物取扱責任者研修受講申請書(以下、「細則第5号様式」という。)を添えて通知すること。
- 3 細則第5号様式が提出されたときは、分任出納員をして手数料条例に基づく手数料を徴収し、動物取扱責任者研修終了後、受講者に対し、動物取扱責任者研修修了証(第7号様式)を交付すること。

(第一種動物取扱業者への立入検査)

第10条 次の各号に掲げる場合には、第一種動物取扱業施設への立入検査を実施すること。

- (1) 申請あるいは届出受理後の審査及び確認をするとき
- (2) 定期的な立入検査をするとき
- (3) 住民等からの通報を受けたとき

2 立入検査にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意すること。

- (1) 法第12条の規定による拒否基準
- (2) 法第21条の規定による遵守基準
- (3) 感染症予防
- (4) 次に掲げる台帳の確認

ア 法第21条の5第1項で規定される動物の個体に関する帳簿(以下帳簿とする。)

イ 飼養施設及び動物の点検等の実施状況記録台帳(細則第2号様式)

ウ 繁殖実施状況記録台帳(細則第3号様式)

エ 取引状況記録台帳(細則第4号様式。ただし、帳簿がある場合はこれに替えることができる。)

(動物販売業者等定期報告届出書および検案書提出命令)

第11条 法第21条の5第2項の規定による届出書（省令様式第11の2）が提出されたときは、その記載内容を精査し、法第22条の6に基づいて必要がある場合は、検案書等提出命令（省令様式第11の3）を行うこと。

（第一種動物取扱業者に対する勧告、公表、並びに命令）

第12条 法第23条の規定による勧告については第8号様式、命令については、第9号様式により行うこと。

2 法第23条第3項の規定による公表については、動物の愛護及び管理に関する法律第23条第3項（第24条の4で準用される場合を含む）の規定に基づく公表手続きに関する要領に基づいて実施すること。

（第一種動物取扱業者であった者に対する勧告及び命令）

第12条の2 前条第一項の規定は、法第24条の2の規定による勧告並びに命令について準用する。

（第二種動物取扱業の届出の受理）

第13条 第二種動物取扱業者から第二種動物取扱業届出書（省令様式第11の4）が提出されたときは、記載内容及び添付書類について、法第24条の4第1項において準用される法第21条の規定による基準等との適合審査を行った後、提出された届出書の写しに收受印を押印し、届出者に返却すること。

2 届出書受理後、届出書に基づき、第二種動物取扱業届出記録簿（第11号様式）及び第二種動物取扱業者台帳（第12号様式）に記入すること。

なお、第11号様式における整理番号については、第「2」－「西暦の下2桁」－「業種番号（1：譲渡し、2：保管、3：貸出、4：展示、5：その他とする。）」－「枝番号」号とすること。

提出された届出書及び添付書類は、「第二種動物取扱業関係届出書綴」に綴ること。

3 届出後の事業所及び飼養施設の立入りにあたっては、第二種動物取扱業事業所立入検査票（第10号様式）を用いて、法第24条の4第1項において準用される法第21条の規定による基準等との適合審査を行うこと。

（第二種動物取扱業変更届出の受理）

第14条 第二種動物取扱業者から第二種動物取扱業変更届出書（省令様式11の5および省令様式第11の6）が提出されたときは、記載内容及び添付書類について、法

第24条の4において準用される法第21条の規定による基準との適合審査を行うこと。

- 2 必要に応じて事業所及び飼養施設の立入りをを行い、法第24条の4第1項において準用される法第21条の規定による基準等との適合審査を行うこと。

また、提出された届出書の写しは、收受印を押印した後、届出者に返却すること。

- 3 決裁後、第二種動物取扱業者台帳に変更年月日、変更内容を記載すること。

提出された届出書及び添付書類は、「第二種動物取扱業関係届出書綴」に綴ること。

(第二種動物取扱業の廃業等の届出)

第15条 第二種動物取扱業者から飼養施設廃止届出書(省令様式第11の7)、廃業等届出書(省令様式第11の8)が提出されたときは、記載内容について確認したうえ受理し、提出された届出書の写しは、收受印を押印した後、届出者に返却すること。

提出された届出書等は、收受印を押印し、決裁後は「第二種動物取扱業関係届出書綴」に綴ること。

また、第二種動物取扱業者届出記録簿の当該第二種動物取扱業者に係る部分を削除するとともに、第二種動物取扱業者登録台帳に廃止年月日と廃止理由を記載し、当該台帳は「第二種動物取扱業廃業台帳綴」に綴ること。

(第二種動物取扱業者への立入検査)

第16条 次の各号に掲げる場合には、第二種動物取扱業施設への立入検査を実施すること。

- (1) 届出受理後の審査及び確認をするとき
- (2) 定期的な立入検査をするとき
- (3) 住民等からの通報を受けたとき

- 2 立入検査にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意すること。

- (1) 法第24条の4第1項において準用される法第21条の規定による遵守基準
- (2) 法第24条の4第2項において準用される法第21条の5第1項で規定される犬猫等の個体に関する帳簿
- (3) 感染症予防
- (4) 第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目(平成25年環境省告示47号)第5条7号ホで規定される動物の譲受け、譲渡し、繁殖、死亡等の

取り扱う動物の増減の状況について記録した台帳の確認

(第二種動物取扱業者に対する勧告、公表、並びに命令)

第17条 法第24条の4第1項の規定により準用される法第23条の規定による勧告については、第13号様式、命令については第14号様式により行うこと。

2 法第24条の4第1項の規定により準用される法第23条第3項の規定による公表については、動物の愛護及び管理に関する法律第23条第3項(第24条の4で準用される場合を含む)の規定に基づく公表手続きに関する要領に基づいて実施すること。

(動物飼養者に対する勧告又は命令)

第18条 法第25条第2項及び第4項又は条例第12条第1項に規定する勧告については第15号様式により行うこと。

2 法第25条第3項及び第4項又は条例第12条第2項に規定する命令については、第16号様式により行うこと。

(特定動物の飼養又は保管の許可及び変更の許可)

第19条 特定動物飼養・保管許可申請書(省令様式第14)及び特定動物飼養・保管変更許可申請書(省令様式第18)が提出されたときは、記載内容及び添付書類について、法第27条及び法第31条の規定による基準等との適合審査を行った後受理し、分任出納員をして手数料条例に基づく手数料を徴収し、指令番号を採番すること。

また、提出された申請書の写しは、收受印を押印した後、申請者に返却すること。

2 特定飼養施設の立入にあたっては、特定飼養施設立入検査票(第17号様式)を用いて、法第27条及び法第31条の規定による基準等との適合審査を行うこと。

3 特定動物飼養・保管許可証(省令様式第15)に付する文書番号は、指令番号とすること。

また、許可番号の記載にあたっては特定動物飼養・保管許可証(省令様式15)中

「都道府県知事
市長

印 の次に「許可番号 第「西暦の下2桁」-「枝番号」号
」

を加え、行うこと。

4 決裁後、特定動物飼養・保管許可台帳(以下、「第18号様式」という。)を作成したうえで、特定動物飼養・保管許可証を交付すること。

5 飼養・保管許可の有効期間が満了し、継続して飼養するときは、新たに第1項から第3項と同様の処理をすること。

(特定動物飼養・保管許可変更届)

第20条 特定動物飼養・保管許可変更届出書(省令様式第19)が提出されたときは、記載内容及び添付書類について、法第27条及び法第31条の規定による基準等との適合審査を行い受理し、決裁をとること。

決裁後、届出書等は、「特定動物届出・通知書綴」に綴ること。

2 届出受理後、特定動物飼養・保管許可台帳に変更年月日、変更内容を記載したうえ、当該特定動物飼養・保管許可証の表面下部に「裏書」を押印し、裏面に変更年月日及び変更事項(法第26条第2項第1号、第3号及び省令第19条)及び変更内容を記入し、届出者に返却すること(裏書処理)。

また、提出された届出書の写しは、收受印を押印した後、届出者に返却すること。

(特定動物飼養・保管許可証再交付申請)

第21条 特定動物飼養・保管許可証再交付申請書(省令様式第16)が提出されたときは、記載内容について確認したうえ、分任出納員をして手数料条例に基づく手数料を徴収し、提出された申請書の写しは、收受印を押印した後申請者に返却し、決裁後、特定動物飼養・保管許可証を再交付すること。

また、再交付する特定動物飼養・保管許可証の許可番号は再交付申請前と同一の番号を使用し、表面右下部には「再交付」を押印すること。

(特定動物飼養・保管許可証の亡失と返納)

第22条 省令第15条第8項の規定による特定動物飼養・保管許可証亡失届出書(以下、「細則第6号様式」という。)が提出されたときは、記載内容を確認したうえ受理し、決裁後は、「特定動物届出・通知書綴」に綴ること。

提出された届出書の写しは、收受印を押印した後、届出者に返却すること。

また、特定動物飼養・保管許可証が返納されたときは、返納理由を確認したうえ受理し、次のとおり処理すること。

(1) 省令第15条第9項第1号の規定による場合は、特定動物飼養・保管許可台帳に抹消年月日と抹消理由を記載し、返納された特定動物飼養・保管許可証とともに「行政処分綴」に綴ること。

- (2) 省令第15条第9項第2号の規定による場合は、次条のとおりとすること。
- (3) 省令第15条第9項第3号の規定による場合は、返納された特定動物飼養・保管許可証を「特定動物届出・通知書綴」に綴ること。

(飼養・保管の廃止)

第23条 特定動物飼養・保管廃止届出書（省令様式第17）が提出されたときは、記載内容、返納された許可証について確認したうえ受理し、提出された届出書の写しは、收受印を押印した後、届出者に返却すること。

なお、許可証を亡失した場合には、併せて細則第6号様式を徴すること。

提出された届出書等は、決裁後、「特定動物届出・通知書綴」に綴ること。

また、第18号様式に廃止年月日及び廃止理由を記載し、「許可廃止台帳綴」に綴ること。

(識別措置の届出)

第24条 省令第20条第3項の規定による特定動物識別措置実施届出書（省令様式第20）が提出されたときは、記載内容と添付書類について確認したうえ、受理することとし、提出された届出書の写しは、收受印を押印した後、届出者に返却すること。

また、第18号様式に識別措置の内容を記載するとともに、台帳裏面の変更等履歴欄に届出年月日及び識別番号を記載すること。

2 特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年環境省告示第22号。以下「告示」という。）第2条第2項の規定による識別措置変更届出書（細則第7号様式）が提出されたときは、記載内容と添付書類について確認したうえ、受理することとし、提出された届出書の写しは、收受印を押印した後、届出者に返却すること。

また、第18号様式に記載されている識別措置の内容を変更するとともに、台帳裏面の変更等履歴欄に届出年月日及び識別番号を記載すること。

(特定動物の飼養・保管数増減届出)

第25条 告示第3条第3号の規定による特定動物飼養・保管数増減届出書（告示様式第2）が提出されたときは、記載内容と添付書類について確認したうえ、受理することとし、提出された届出書の写しは、收受印を押印した後、届出者に返却すること。

また、第18号様式に頭数の変更を記載するとともに、台帳裏面の「変更等履歴」欄に変更年月日及び内容を記載すること。

(特定動物管理報告書)

第26条 告示第3条第3号口の規定による特定動物管理報告書(細則第9号様式)が提出されたときは、記載内容と特定動物管理台帳(細則第8号様式)について確認したうえ、受理すること。

(施設外飼養)

第27条 告示第3条第1号イ及びロの規定による特定飼養施設外飼養・保管届出書(告示様式第1)が提出されたときは、記載内容について審査するとともに、危害防止対策が十分であるか、必要に応じて現地確認を行うこと。

(立入検査)

第28条 次に掲げる各号の場合に特定飼養施設への立入検査を実施すること。

- (1) 申請あるいは届出受理後の審査及び確認を行うとき。
- (2) 市民等からの通報を受けたとき。
- (3) その他必要と認めるとき。

2 立入検査時には、次に掲げる各号に留意すること。

- (1) 施設基準
- (2) 飼養又は保管の方法
- (3) 個体識別措置の確認(マイクロチップリーダーの携行)
- (4) 感染症予防
- (5) 特定動物管理台帳の確認

(措置命令等)

第29条 法第32条に規定する措置命令等は第19号様式により行うこと。

(犬・猫等の収容)

第30条 条例第9条第1項又は第11条第1項の規定により犬・猫等を収容した場合は、収容日ごとに犬・猫等収容調書(以下、「第20号様式」という。)に記載し、システム備考欄には、収容された理由を記載すること。

また、マイクロチップリーダーによる識別措置の確認を行い、マイクロチップが装着されている場合には、当該調書にその番号を記載するとともに、マイクロチップ登録機関に番号の照会を行い、飼い主の判明に努めること。

2 週ごとに収容実績表(以下、「第21号様式」という。)に頭数を記載すること。

(収容動物の公示及び収容期間等)

第31条 条例第9条第4項の規定による通知又は公示は、飼い主の判明しているものについては捕獲収容通知書(第22号様式)により、飼い主の判明しないものについては、船橋市収容動物公示書(以下、「第23号様式」という。)により行うものとする。

2 条例第11条第2項の規定による公示については第23号様式により行うものとする。

3 前2項の規定による公示は、船橋市公告式規則(昭和62年規則第38号)の規定によるもののほか、船橋市のホームページに掲載し、行うこと。

4 収容期間は、条例第9条第4項又は条例第11条第2項の規定により、原則として5日間とする。

なお、期間の算定については、民法第140条及び第141条によることとし、期間の末日が船橋市の休日を定める条例(平成元年条例第12号)に基づく休日にあたる時には、さらに民法第142条を適用して収容期間を算定すること。

(逸走動物・保護動物等の取扱い)

第32条 飼い主から動物の逸走の届出、若しくは市民から動物の保護の届出があった場合は、逸走動物・保護動物綴に記載するとともに同綴及び第20号様式と照合すること。

また、飼い主及び市民に対して、近隣の保健所、警察等の関係各機関にも照会するよう助言すること。

(返還申請)

第33条 法第36条第2項、条例第9条第1項又は同条例第11条第2項の規定により収容された動物の返還を求めようとする者に対しては、収容されるに至った理由を聴取し、返還調書(第24号様式)に記載すること。

2 返還をしたときは、第20号様式、又は負傷動物簿(以下、「第25号様式」という。)に所定事項を記載すること。

3 法第35条第3項の規定により引き取られた犬若しくは猫又は法第36条第2項の規定により収容された動物の返還を求めようとする者に対しては、適正な動物の飼い方について指導すること。

なお、猫については、室内で飼養するよう指導すること。

(負傷犬又は猫の保護収容)

第34条 負傷犬又は猫について、市民等から通報があったときは、保護収容し、第25

号様式に治療状況等を記載すること。

また、第20号様式にも記載すること。

なお、市民等からの通報が、船橋市の休日を定める条例に基づく休日にあたる時あるいは勤務時間外であったときは、京葉地域獣医師会と締結している「負傷動物の診療治療業務委託単価契約書」に基づき、処理すること。

2 週ごとに第21号様式に頭数を記載すること。

(犬又は猫の引取り)

第35条 犬又は猫の引取りにあたっては、「犬及びねこの引取り並びに負傷動物の収容に関する措置（平成18年環境省告示第26号）」に準拠するとともに、法第35条第1項の規定による引取りを求められた場合は、次の第1号から第6号に、また法第35条第3項で準用される法第35条第1項の規定による引取りを求められた場合は、次の第7号に掲げる事項に留意すること。

- (1) 可能な限り新しい飼い主を探すよう指導すること。
- (2) 離乳前の子犬又は子猫については、新たな飼い主への譲渡が困難であり、親と離れることで生存の機会が著しく少なくなること及び社会化を十分図ることができなくなることから、引取りは離乳後とするよう指導すること。
- (3) 疾病等に係る理由である場合は、その治療方法についての助言を行うこと。
- (4) しつけに起因する理由である場合は、しつけ方法について助言を行うこと。
- (5) 省令第21条の2の規定に該当している場合にあつては、引取りを拒否することができることから、再度終生飼養について指導すること。
- (6) 予防法第4条又は第5条の規定に違反している場合にあつては、同法の目的、重要性について指導すること
- (7) 省令第21条の3の規定に該当している場合にあつては、引取りを拒否することができることから、引取りを求める事由に十分留意して対応すること。

2 犬・猫引取り申請書（条例規則第6号様式）が提出されたときは、記載内容について確認したうえ、法第35条第1項の規定による場合には、分任出納員をして条例に規定する手数料を徴収することとし、法第35条第3項の規定による場合には、飼い主がいる可能性があることに十分留意して引取り申請者に確認すること。

3 犬・猫等については、収容日ごとに第20号様式に記載するものとする。

また、マイクロチップリーダーによる識別措置の確認を行い、マイクロチップが装着されている場合には、当該調書にその番号を記載するとともに、マイクロチップ登録機関に番号の照会を行い、飼い主の判明に努めること。

- 4 犬・猫引取り申請書（条例規則第6号様式）は複写とし、複写側は、收受印を押印した後、申請者に交付すること。犬・猫引取り申請書は、週ごとに第21号様式に頭数を記載のうえ、処理すること。

（譲渡）

第36条 条例第9条第5項及び条例第11条第3項の規定により、譲渡するものとする。

- 2 前項の譲渡は、「犬又はねこ等の譲渡実施要領」（平成23年4月1日施行。以下「要領」という。）に基づいて実施すること。

- 3 譲渡対象団体から譲渡ボランティア登録申請書（要領別記4号様式）及び誓約書（要領別記5号様式）が提出されたときは、記載内容及び添付書類について、要領第3条の規定による基準との適合審査を行った後受理し、指令番号を採番すること。

また、提出された申請書の写しは、收受印を押印した後、申請者に返却すること。

- 4 一時飼養場所の立入りにあたっては、要領第3条の規定による基準との適合審査を行うこと。

- 5 譲渡対象団体への登録の通知は、譲渡対象団体登録承認・不承認書（第26号様式）により行い、譲渡対象団体登録承認・不承認書（第26号様式）に付する文書番号は、指令番号とすること。

また、登録番号の記載にあたっては、次のとおり記載して行うこと。

登録番号 第「西暦の下2桁」－「枝番号」号

- 6 決裁後、譲渡ボランティア登録簿（要領別記第6号様式）を作成したうえ、当該譲渡対象団体への登録の通知を行うこと。

提出された申請書及び添付書類は、「動物ボランティア綴」に綴ること。

- 7 譲渡ボランティア登録変更届（要領別記第7号様式）が提出されたときは、記載内容及び添付書類について、要領第3条の規定による基準との適合審査を行うこと。

また、必要に応じて一時飼養場所の立入りをを行い、要領第3条の規定による基準との適合審査を行うこと。

なお、提出された届出書の写しは、收受印を押印した後、届出者に返却すること。

- 8 決裁後、新たに譲渡ボランティア登録簿（要領別記第6号様式）を作成すること。
提出された届出書及び添付書類は、「動物ボランティア綴」に綴ること。
- 9 譲渡ボランティア登録廃止届（要領別記第8号様式）が提出されたときは、記載内容について確認したうえ受理し、提出された届出書の写しは、收受印を押印した後、届出者に返却すること。
提出された届出書等は、收受印を押印し、決裁後は「動物ボランティア綴」に綴ること。
また、譲渡ボランティア登録簿（要領別記第6号様式）の当該譲渡対象団体に係る部分を削除すること。
- 10 譲渡後は、第20号様式、又は第25号様式に譲渡日及び譲渡した旨を記載すること。

（致死処分及び死体の焼却）

第37条 動物を致死処分したときは、第20号様式、又は第25号様式に処分日を記載すること。

また、週ごとに致死処分実績表（第27号様式）に頭数を記載のうえ、処理すること。

- 2 死体の焼却にあたっては、2枚複写の焼却依頼書（第28号様式）に頭数を記載し、原本に受託者の署名・押印をもらった後、複写側を受託者等に渡すこと。

（過料）

第38条 条例第22条の規定により過料の処分をしようとするときは、過料処分に関する告知及び弁明の機会付与通知書（第29号様式）により告知し、及び弁明の機会を付与する。

- 2 前項の規定により弁明の機会を付与された者は、弁明書（第30号様式）により弁明するものとする。
- 3 過料の処分をしようとするときは、過料処分通知書（第31号様式）により行う。

（報告書）

第38条 動物関係の事業については、四半期ごとに動物関係事業報告書（第32号様式）により市長に報告すること。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第一種動物取扱業事業所立入検査票

登録番号		第一種動物取扱業の種別	
事業者名		事業者住所	
事業所名		事業所所在地	
電話番号			

監視者				特記事項		
項目	平成 年 月 日	年 月 日	年 月 日			
動物の健康等を確保するために必要な基準						
権原						
販売：成体と同じ餌						
販売・貸出し：耐性						
販売・貸出し：2日以上を目視						
販売・貸出・展示：展示時間						
販売：文書説明、署名確認						
販売：事業所での対面販売・署名確認						
販売：ワクチン等証明書						
貸出し：情報提供						
競りあっせん業者：契約時説明確認						
動物取扱責任者						
説明者又は取扱者						
必要な飼養施設						
飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準						
ケージ等						
照明設備						
給水設備						
排水設備						
洗浄設備						
消毒設備						
廃棄物集積設備						
死体保管設備（場所）						
餌保管設備						
清掃設備						
空調設備						
遮光、風雨よけ設備						
訓練場						
衛生動物侵入防止						
床・壁・天井の構造						
逸走防止の構造・強度						
施設、設備の必要な規模						
必要な作業空間						
ケージ等の基準						
適正な材質						
底面の糞尿が漏えいしない構造						
側面、天井の常時通気確保と内部の見通し						
転倒防止						
容易に損壊されない構造・強度						
種類、数にかんがみ著しく不適切でない構造、規模						
標識等の掲示						
標識等の記載内容						
飼養施設の管理						
清潔の保持						
1日1回以上の巡回・保守点検						
施設・動物の点検状況記録台帳						
施設開口部の管理						
防音措置						
防臭措置						
衛生動物の駆除						
逸走防止措置						
設備の構造及び規模・設備の管理						
ケージ等の十分な広さ・空間						
ケージ等及び訓練場の安全な構造・材質						
ケージ等及び訓練場の衛生維持の構造・材質						
ケージ等及び訓練場の逸走防止の構造・強度						
ケージ等に給餌・給水設備						
ケージ等に休息等設備						
ケージ等の1日1回以上の清掃と汚物処理						
ケージ等のふん尿の受け皿等						
保管・訓練：搬出時の清掃						
必要に応じた施設設備						

項目	年月日	年月日	年月日			
動物の飼養又は保管の方法						
構造、規模及び職員数に見合った種類、数						
ケージ等内での飼養						
ケージ等の構造、規模に見合った種類、数						
動物間の闘争防止						
社会化を考慮した飼養、保管						
保管・訓練：個別収容						
飼養環境の管理						
適切な給餌・給水						
運動時間						
販売・貸出・展示：休息の保持						
販売・展示：休憩時間						
展示・訓練：過酷でない演芸、訓練						
貸出し：誤解のない撮影、苦痛を与えない利用						
施設・動物の点検状況記録台帳						
死体の適切な処理						
周辺環境の保全						
逸走時の措置						
販売・展示・貸出し：野生動物種の選定、馴化						
動物の疾病等に係る措置						
検疫						
健康管理						
ワクチン接種（感染性疾患の予防）						
疾病、傷害の対処						
衛生動物の駆除						
動物の繁殖の方法						
適切な繁殖						
繁殖制限措置						
繁殖実施状況記録台帳						
動物の輸送方法						
転倒防止						
常時目視						
見合った数						
十分な広さ・空間						
定期的な清掃・消毒						
空調設備						
適切な給餌・給水						
休息、運動時間						
周辺環境の保全						
動物との接触又は動物の譲り渡し等の方法						
夜間の接触、譲り渡し、引き渡しの禁止						
顧客への指導						
みだりな餌やりの禁止						
その他動物の管理方法						
生存の機会（譲渡し他適切な措置の体制）						
安楽死						
救急体制（有毒動物の飼養の場合）						
災害時対策						
その他遵守基準						
適正な広告						
販売：適切な情報提供						
販売：情報の掲示						
伝達講習						
取引状況記録台帳						
競りあわせん業：取引相手の確認（法律の遵守）						
販売・貸出・展示：動物の個体に関する帳簿						
犬猫販売：犬猫等健康安全計画の遵守						
犬猫販売：獣医師との連携確保						
犬猫販売：終生飼養						
犬猫販売：販売日齢						

第一種動物取扱業者登録台帳

登録年月日	平成 年 月 日	登録番号	第号		
事業者の住所・氏名	電話番号				
1 事業所の名称					
2 事業所の所在地	電話番号				
3 動物取扱責任者	(1)氏名				
	(2)要件	実務経験（ 年、経験場所： ） 教育（教育機関等： ） 資格（団体等 ）			
4 第一種動物取扱業の種別	犬猫販売業（犬猫販売業者のみ記載） 飼養施設 犬猫の繁殖の有無 有 無				
5 業務の内容及び実施の方法	(1)営業時間	～			
	(2)業務の具体的内容				
	(3)実施の方法	別記のとおり（販売及び貸出しの場合に限る。）			
6 主として取り扱う動物の種類及び数	(1)哺乳類				
	(2)鳥類				
	(3)爬虫類				
7 飼養施設（施設を有する場合）	(1)所在地				
	(2)構造及び規模	①建築構造			
		②延床面積	m ²		
		③敷地面積	m ²		
		④材質	床面		
			壁面		
	⑤設備の種類	ケージ等有無 ケージ等（ 個）			
(3)管理の方法					
8 営業の開始年月日	平成 年 月 日				
9 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員（事業所の外で業務を行う場合）	(1)氏名				
	(2)要件	実務経験（ 年、経験場所： ） 教育（教育機関等： ） 資格（団体等 ）			
10 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員	(1)氏名				
	(2)要件	実務経験（ 年、経験場所： ） 教育（教育機関等： ） 資格（団体等 ）			

変更等履歴

指導等履歴

記事・メモ

犬猫等健康安全計画

幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備

販売の用に供することが困難になった犬猫等の取り扱い

幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養・保管・展示方法

第4号様式

第 号
年 月 日

様

船橋市長



第一種動物取扱業の登録について（通知）

このことについて、別紙第一種動物取扱業登録証のとおり第一種動物取扱業の登録を
しましたので、動物の愛護及び管理に関する法律第11条第2項の規定により通知します。

第5号様式

第 号
年 月 日

様

船橋市長



第一種動物取扱業の登録の変更について（通知）

このことについて、下記事項に係る第一種動物取扱業の登録の変更をしましたので、動物の愛護及び管理に関する法律第11条第2項の規定により通知します。

記

教示

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表するものは、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第6号様式

第 号
年 月 日

様

船橋市長



第一種動物取扱業の登録について(通知)

年 月 日付けで申請のあった第一種動物取扱業の登録については、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第12条第2項の規定により、下記のとおり拒否したので通知します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 拒否する理由

教示

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表するものは、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

動物取扱責任者研修修了証

氏 名 様

事業所の名称

事業所の所在地

あなたは、動物の愛護及び管理に関する法律第22条第3項に規定する、動物取扱責任者研修を修了したので、これを証します。

船橋市長



研修修了年月日

年 月 日

第8号様式

第 号
年 月 日

様

船橋市長



改善の勧告について

動物の愛護及び管理に関する法律第23条（第1項・第2項）の規定により、次のとおり勧告します。

事業所名称	
事業所所在地	
勧告	
是正期限	
備考	

第9号様式

第 号
年 月 日

様

船橋市長



措置の命令について

動物の愛護及び管理に関する法律第23条第4項の規定により、次のとおり措置することを命ずる。

事業所名称	
事業所所在地	
措 置	
是 正 期 限	
備 考	

教示

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表するものは、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第二種動物取扱業事業所立入検査票

整理番号		第二種動物取扱業の種別	
届出者名		届出者住所	
電話番号		飼養施設住所	
施設電話番号			

監視者				特記事項
項目	平成 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
動物の健康等を確保するために必要な基準				
権原				
譲渡し：情報提供、ワクチン接種証明書				
貸出し：情報提供				
必要な飼養施設				
飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準				
ケージ等				
給水設備				
消毒設備				
餌の保管設備				
清掃設備				
遮光、風雨よけ設備				
訓練場				
排水設備				
洗浄設備				
汚物、残差等の集積設備				
空調設備				
施設及びその周囲の環境被害の防止（臭気・毛等）				
衛生動物侵入防止				
動物の適切な取扱いのための構造				
清掃しやすい床・内壁・天井・付属設備				
動物の特性に応じた構造及び強度				
作業に必要な空間の確保				
動物の種類・数に適した構造及び規模				
ケージ等の基準				
底面の糞尿が漏えいしない構造				
側面、天井の常時通気の確保と内部の見通し				
ケージ等の転倒防止				
容易に損壊されない構造・強度				
動物の種類にあった広さ（自然に立ち上がる、横たわる、羽ばたく等が容易）				
ケージ等、訓練所が安全な構造・材質				
清掃しやすいケージ等、訓練所の床、内壁、天井、付属設備の構造及び材質				
ケージ等、訓練所の逸走防止措置				

項目	平成 年 月 日	年 月 日	年 月 日	特記事項		
設備の管理						
ケージ等に給餌・給水設備						
ケージ等に休息等設備						
ケージ等の1日1回以上の清掃と汚物処理						
ケージ等のふん尿の受け皿等						
保管・訓練：搬出時の清掃・消毒						
必要に応じた施設設備						
動物の管理						
構造、規模及び職員数に見合った種類、数						
ケージ等内での飼養						
ケージ等の構造、規模に見合った種類、数						
動物間の闘争防止						
社会化を考慮した飼養、保管						
動物に適した飼養環境（温度、明るさ等）						
適切な給餌、給水						
運動時間						
展示：休憩時間						
展示・訓練：過酷ではない演芸、訓練						
1日1回以上の巡回（数・状態の確認）						
死体の適切な処理						
周辺環境の保全						
逸走時の措置						
展示・貸出：野生動物の選択、馴化						
動物管理責任者の選任						
動物の疾病等に係る措置						
検疫						
健康管理						
ワクチン接種（感染性疾患の予防）						
疾病、傷害の対処						
衛生動物の駆除						
動物の繁殖の方法						
適切な繁殖						
繁殖制限措置						
動物の輸送方法						
転倒防止						
定期的な清掃・消毒						
空調設備						
適切な給餌・給水						
休息、運動時間						
周辺環境の保全						
動物との接触の方法						
顧客への指導、動物に適切な休息						
みだりな餌やりの禁止						
動物の譲渡し・貸出の方法						
譲渡し：適切な日齢の動物の譲渡し						
譲渡し・貸出：適切な動物の選定（十分な耐性）						
譲渡し・貸出：動物情報の説明						
譲渡し：治療・ワクチン等の証明書の交付						
その他遵守基準						
業廃止等、継続飼養困難な場合の生存の機会						
安楽死						
救急処置ができる体制（有毒動物飼養の場合）						
災害時対策						
取り扱う動物の増減についての記録台帳						
譲渡し：犬猫等の個体に関する帳簿						

第二種動物取扱業者届出台帳

届出年月日	平成 年 月 日	整理番号	第号	
申請者の住所・氏名	電話番号			
2 飼養施設の所在地	電話番号			
3 第二種動物取扱業の種別				
4 業務内容及び実施の方法	(1)業務の具 (2)実施の方法	別記のとおり（譲渡し業及び貸出し業の場合に限る。）		
5 主として取り扱う動物の種類及び数	(1)哺乳類	大型動物数合計		
	(2)鳥類	中型動物数合計		
	(3)爬虫類	小型動物数合計		
6 飼養施設（施設を有する場合）	(1) 構造及び規模	① 建築構造		
		② 延床面積	m ²	
		③ 敷地面積	m ²	
		④ 材質	床 面	
			壁 面	
	⑤ 設備の種類	ケージ等有無	ケージ等 () 個	
(2) 管理の方法				
7 事業の開始年月日	平成 年 月 日 (これまでの事業年数: 年)			

変更等履歴	指導等履歴

記事・メモ

--

第13号様式

第 号
年 月 日

様

船橋市長



改善の勧告について

動物の愛護及び管理に関する法律第24条の4の規定により準用される法律第23条第1項の規定により、次のとおり勧告します。

届出者氏名	
飼養施設所在地	
勧告	
是正期限	
備考	

第 号
年 月 日

様

船橋市長

Ⓜ

措置の命令について

動物の愛護及び管理に関する法律第24条の4規定により準用される法律第23条の4項の規定により、次のとおり措置することを命ずる。

届出者氏名	
飼養施設所在地	
措 置	
是 正 期 限	
備 考	

教示

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表するものは、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第15号様式

第 号
年 月 日

様

船橋市長

印

改善の勧告について

第 条第 項の規定により、次のとおり勧告
します。

動物飼養施設 の所在地	
勧 告	
備 考	

第 年 月 日
号

様

船橋市長



措置の命令について

第 条第 項の規定により、次のとおり措置することを命ずる。

動物飼養施設の 所在地	
措 置	
備 考	

教示

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表するものは、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

特定飼養施設立入検査票

許可番号		飼養者住所	
飼養者名		特定飼養施設所在地	
事業所名		動物の種類	
電話番号			

項目	年 月 日	年 月 日	年 月 日	特記事項
「おり型施設等」の要件				
容易に移動できない				
堅牢な構造、容易に損壊しない				
通り抜けできない				
2重の出入戸				
接触不可能な施錠				
給排水孔からの逸走防止				
維持管理する権原				
「擁壁式施設等」の要件				
堅牢な構造、容易に損壊しない				
擁壁式・空堀式：平滑な壁面、十分な高さ				
擁壁式：堆積物による逸走防止の為の定期点検				
柵式：返し、電気柵等逸走防止措置、十分な高さ				
通り抜けできない				
電気柵の場合、非常用電源				
内外に逸走を容易にする樹木、構造物等がない				
2重の出入戸				
接触不可能な施錠				
給排水孔からの逸走防止				
維持管理する権原				
「移動用施設」の要件				
堅牢な構造、容易に損壊しない				
開口部は常時閉じている				
接触不可能な施錠				
給排水孔からの逸走防止				
2次囲いの収納で運搬				
「水槽型施設等」の要件				
容易に移動できない				
堅牢な構造、容易に損壊しない				
常時閉じることができる開口部				
接触不可能な施錠				
開口部が閉じていても特定動物が確認できる				
給排水孔からの逸走防止				
維持管理する権原				
飼養又は保管の方法				
施設の定期的な点検				
定期的な飼養保管状況の確認				
個体識別措置				
特定動物管理台帳				
接触禁止標識の掲示				
繁殖制限の措置				

特定動物飼養・保管許可台帳

飼養者氏名 (名称) 住所 電話番号					
許可状況	(1) 番号		(2) 許可年月日	年 月 日	
	(3) 有効期間の 末日	年 月 日			
1 特定動物の 種類及び数	(1) 種類				
	(2) 数				
	(3) 実際に飼養又は保管 をしようとする数				
2 飼養又は保 管の目的	<input type="checkbox"/> 愛がん <input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> 試験研究等 <input type="checkbox"/> その他 ()				
3 特定飼養施 設の所在地					
4 特定飼養施 設の構造及び 規模	(1) 構造	<input type="checkbox"/> おり型施設等 <input type="checkbox"/> 擁壁式施設等 <input type="checkbox"/> 移動用施設 <input type="checkbox"/> 水槽型施設等 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	材 質				
	(2) 規模				
5 飼養又は保 管の方法	(1) 特定飼養施 設の点検方法				
	(2) 飼養又は保 管が困難となっ た場合の対 処方法				
	(3) 運搬時の逸 走防止措置				
6 その他	(1) 現在の 飼養又は保 管の状況	①飼養又は保管 をしている数	②動物の愛護及び管理に 関する法律施行規則第20 条第3号に規定する措 置内容		
	(2) 管理責任者	①管理責任者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者以外 (申請者以外の場合は②～④を記入)		
		②氏名			
		③住所		④電話番号	
7 役員の氏名 及び住所					
8 添付書類等	<input type="checkbox"/> 特定飼養施設の構造及び規模を示す図面／ <input type="checkbox"/> 特定飼養施設の写真／ <input type="checkbox"/> 特定飼養施設の付近の見取図／ <input type="checkbox"/> 申請者が動物の愛護及び管理に関する法律第27条第1項第2号イからハマまでに該当しないことを説明する書類／ <input type="checkbox"/> 獣医師又は行政機関が発行したマイクロチップの識別番号に係る証明書／ <input type="checkbox"/> 脚環の識別番号に係る証明書／ <input type="checkbox"/> 脚環の装着状況を撮影した写真／ <input type="checkbox"/> 特定動物の飼養又は保管に係る管理の体制を記載した書類／ <input type="checkbox"/> 特定飼養施設の保守点検に係る計画 <input type="checkbox"/> その他 ()				
9 飼養保管開 始年月日	年 月 日				
10 備考					

変更等履歴

指導等履歴

記事・メモ

保守点検計画・管理体制等

第 年 月 日
号 日

様

船橋市長



措置の命令について

動物の愛護及び管理に関する法律第32条の規定により、次のとおり措置することを命ずる。

特定動物の種類 及び飼養施設の 所在地	
措 置	
備 考	

教示

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表するものは、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

犬・猫等收容調書

番号	收容								返還				評価		処分			
	收容理由	動物種	收容場所	種類	毛色	性別	体格	その他の特徴	識別器具の種類・情報	月日	所有者住所・氏名	収容日数	返還	手数料 飼養 計	月日	評価額	月日	備考
備考欄																		

※ 收容理由には、捕獲：捕 引取り(有料)：引有 引取り(無料)：引無 負傷：負 その他：他 と記入すること。

第 2 2 号様式

年 月 日

捕獲収容通知書

様

船橋市動物愛護指導センター 動物愛護管理員
職氏名

あなたの犬は、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例第 9 条の規定により、捕獲収容されましたので、年 月 日までに下記により返還の申請をしてください。

なお、期日を経過しますと犬は処分されます。

記

- 1 返還申請先
- 2 返還に要する手数料 1 頭につき
- 3 保管に要する手数料 1 日につき

第23号様式

船橋市収容動物公示書

船橋市告示第 号

下記の動物を収容しましたので、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例(平成14年船橋市条例第54号)第9条第4項及び第11条第2項の規定により公示します。

年 月 日

船橋市長 印

1 収容動物情報

収容年月日	動物種	収容場所	種類	毛色	性別	体格	備考

2 上記動物の収容期間は、年 月 日までです。

3 連絡先

返 還 調 書

収容年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

返還年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

動物 動物種 : _____ 種 類 : _____
 年 齢 : _____ 性 別 : _____
 毛 色 : _____ 体 格 : _____
 名 前 : _____

畜犬登録 有 (_____ 年度 No. _____) 無

マイクロチップ 有 (No. _____) 無

狂犬病予防注射 済 未

その他の予防注射 _____

◎収容された理由・経緯

以上のおとり相違ありません。
今後は関係法令を守り、適切に飼育管理することを誓約します。

住 所

氏 名

電 話

身分証等確認

第 2 5 号様式

負傷動物簿

搬入年月日			受付者			
収容区分	通常	市民等持込	動物病院経由	その他 ()		
収容場所						
動物	動物種	種類	性別	毛色	体格	特徴
識別器具の種類・情報						
状態						
診療概要						
転機	治癒	死亡	致死処分	譲渡	その他	
終了月日						
備考						

第 2 6 号様式

第 号
年 月 日

様

船橋市長



譲渡対象団体登録承認・不承認書

譲渡対象団体登録申請については、下記のとおり決定したので、
犬又は猫等の譲渡実施要領第 3 条の規定により通知します。

記

1 承認する

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日

2 承認しない

- (1) 理由

第28号様式

焼却依頼書

年 月 日

様

船橋市動物愛護指導センター
動物愛護管理員

印

下記のとおり動物の焼却を依頼します。

記

内 訳	犬	猫	その他	計
大型動物 (体重15kg以上)				
中型動物 (体重5kg以上 15kg未満)				
小型動物 (体重5kg未満)				
計				

上記のとおり受け取りました。

氏名

第 2 9 号様式

告知及び弁明の機会付与通知書

第 年 月 日 号

氏名又は名称 (法人にあつては代表者の氏名)	様
住所	
連絡先	

船橋市長

印

あなたは、次のとおり船橋市動物の愛護及び管理に関する条例第 6 条の 2 第 項の規定に違反し、多数の犬又は猫の飼養に係る必要な届出をしていません。これは、同条例第 2 2 条第 項の規定により過料処分の対象となりますので、あらかじめ告知し、弁明の機会を付与します。

違反を確認した日		
施設の所在地		
犬又は猫の数及び種類	犬 頭	猫 匹
理由		

この処分に先立ち、次のとおり弁明の機会を付与しますので、弁明したいことがあれば述べてください。

弁明の方法	により行うこととする。
弁明の期限	年 月 日 ()
提出先	273 - 0016 船橋市潮見町32-2 船橋市動物愛護指導センター FAX 047-435-3917

注 1 あなたに代わって、弁明の手続きに関する一切の行為を行うことができる代理人を選任することができます。その場合は、委任状を提出してください。

注 2 期限までに弁明書の提出がない場合又は出頭のない場合は、弁明の機会を失います。

第30号様式

弁明書

年 月 日

船橋市長 様

氏名又は名称 (法人にあつては代表者の氏名)	様
住所	
連絡先	

船橋市動物の愛護及び管理に関する条例に規定にする多数の犬又は猫の飼養に係る必要な届出行為に対して弁明します。

違反日	
施設の所在地	
違反の内容	
弁明の内容	<input type="checkbox"/> 弁明することはありません。 <input type="checkbox"/> 以下のとおり弁明します。
	署名

第 3 1 号様式

過料処分通知書

第 年 月 日 号

氏名又は名称 (法人にあつては代表者の氏名)	様
住所	
連絡先	

船橋市長



あなたは、次のとおり船橋市動物の愛護及び管理に関する条例第 6 条の 2 第 項の規定に違反しました。

よつて、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例第 2 2 条第 項の規定によつ、金 円の過料に処します。

違反を確認した日		
施設の所在地		
犬又は猫の数及び種類	犬 頭	猫 匹
理由		

別途納入通知書又は現金によりお支払いください。

この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。

動物関係事業報告書

船 橋 市 長 様

年度第 四半期の動物関係事業を次のとおり報告します。

報告者 職氏名

動物愛護管理

1 動物の収容・処理

動物の収容・処理	犬	内容	捕獲頭数			引取り頭数(飼い主あり)			引取り頭数(飼い主不明)			計	負傷動物	合計	返還頭数	譲渡頭数	前年度から繰入	前期から繰入	次期へ繰越	死亡頭数	殺処分頭数	処分合計	
			成犬	子犬	小計	成犬	子犬	小計	成犬	子犬	小計												
	当四半期																						
		累計																					
	猫	内容	引取り頭数(飼い主あり)			引取り頭数(飼い主不明)			計	負傷動物	合計	返還頭数	譲渡頭数	前年度から繰入	前期から繰入	次期へ繰越	死亡頭数	殺処分頭数	処分合計				
当四半期		成猫																		子猫	小計	成猫	子猫
		累計																					
	その他	内容	引取り頭数			その他の収容			計	負傷動物	合計	前期から繰入	次期へ繰越	死亡頭数	殺処分頭数	処分合計							
当四半期																							
		累計																					
負傷動物・再掲		内容	通報数	収容頭数	前期から繰入	時期へ繰越	返還頭数	譲渡頭数	死亡頭数	殺処分頭数													
	犬	当四半期																					
		累計																					
	猫	当四半期																					
		累計																					
	その他	当四半期																					
		累計																					

2 指導・助言及び苦情

動物指 導 育及 に 関 助 言	内 訳	譲 渡	不妊・去勢	疾 病	飼 方	引取り	逸 走	保 護	死 亡	登録・注射	その他	計
	当四半期	累計	当四半期	累計	当四半期	累計						

3 行政措置等

行政等 措 件	内 訳	口頭説諭	始末書	勧告	措置命令	告発	その他	こう傷事故件数・頭数		こう傷犬鑑定数
								件	頭	
	当四半期	累計								

2-2 法律第25条第1項に基づく指導・助言等(再掲)

行政等 措 置	内 訳	指導・助言 1項	勧告 2項	措置命令 3項	措置命令 4項	報告徴収・立入検査 5項

第32号様式(その4)

特定動物関係

1 申請・登録・届出等件数

	許可申請		当四半期末 施設数	変更許可申請		変更届出	再交付申 請	亡失届出	返納	廃止届出	区域外飼 養等通知	施設外飼 養等届出	飼養頭数 増減届出	識別措置 実施届出	識別措置 変更届出	
	申請数	許可件数		申請数	許可件数											
当四半期																
累計																

2 立入検査等

	事業所 立入検査数	事由別立入検査内訳	
		申請時	その他
当四半期			
累計			

3 行政措置等

	口頭説諭	始末書	不許可	勧告	命令	許可の 取消し	告発	合計
当四半期								
累計								

動物愛護普及啓発事業

1 講習会等

種別	回数		人数		備考
	当四半期	累計	当四半期	累計	
犬の正しい飼い方・ しつけ方教室(基礎講座)					
犬の正しい飼い方・ しつけ方教室(実技講座)					
猫の正しい飼い方・ しつけ方教室					
愛犬健康管理講座					
その他					

2 イベント等